

■新年のご挨拶



新年あけましておめでとうございます。

消費者市民ネットとうほくは、2017(平成 29)年 4 月 25 日に適格消費者団体として認定を受け、今年で 6 年になろうとしています。今年も全国の適格消費者団体や消費者問題に携わる多くの方々と連携し、相協力しながら、より活発に活動を展開していく所存ですので、どうぞよろしくお願ひ申し上げますとともに、「ネットとうほく」に対する皆様からの熱いご支援とご協力をお願ひさせていただきます。



さて、「ネットとうほく」は、この間、適格消費者団体として、常時 30 件近い継続案件の審議や各種講演会、勉強会等、それなりに活動をしてきたつもりですが、消費者からの求めに応じ、多くの事案に取り組みば取り組むほど、経費不足や労務強化を強いることになっています。こうした状態は、他の適格消費者団体もおそらく同様ではないかと思ひます。

適格消費者団体に携わる者らが、思ひの丈、楽しく、元気に活動をなし得る土壌を構築するために、これまでの弁護士や相談員らのボランティア的精神に甘え続ける活動スタイルを抜本的に見直す必要があるのではないのでしょうか。とりわけ、一定の有志らの浄財に頼り続ける現在の在り方を抜本的に見直し、強固な財政基盤を確立するために、消費者庁はじめ内閣府らには、真摯な予算措置の検討が急眉の問題となっているのではないのでしょうか。

また、昨今、問題となっている旧統一教会問題に対し、適格消費者団体は何が出来るのか、そしてまた、今後、同種の問題が生じたとき、または同種被害を未然に防止するために、適格消費者団体のあるべき姿はいかなるものであるべきか、適格消費者団体の未来を考えていく必要があるのではないのでしょうか。

今年、こうした課題をも念頭に置いて、全国各地の適格消費者団体の皆さまと連携し、協議していく年にしたいものと念じております。

簡単ですが、そしてまた年頭の挨拶らしからぬ挨拶とはなりますが、年頭の所感とさせていただきます。今年もどうぞ宜しくお願ひ致します。



2023年1月

特定非営利活動法人 消費者市民ネットとうほく
理事長・弁護士 吉岡和弘

■検討委員会活動報告「保険申請代行サービス被害への対応」

「自宅に訪問してきた事業者から『地震等で破損した建物を保険金の範囲内で修理しないか。契約している損害保険会社への申請は当社が代行する』と勧誘されたが、信用してよいのか」等という相談が、各地の消費生活センターに寄せられています。このような保険申請代行サービス被害の問題に関して、ネットとうほくは、2021年11月に、損害保険協会東北支部との意見交換会を開催するとともに、ホームページを通じた啓発やニュース・講演会などで本件トラブルに関するチラシを配布するなどにより、被害防止に向けた取り組みを行って参りました。

このような取り組みを行っていたところに、消費生活センター等への苦情相談が増加している保険申請代行サービス事業者に関する情報が寄せられたことから、検討委員会においてその対応を協議しました。その結果、当該事業者の営業には消費者契約法や特定商取引法上、違法な点が見られると判断し、理事会の審議を経て、2022年11月に、当該事業者に対し、「使用している利用規約において、保険金が支払われた場合、保険金の40%を支払う旨の報酬規定及び中途解約の場合、所定の清算金を支払う旨の規定を使用しないこと」「同契約において提供するサービスは無償ではない（中途解約の場合は清算金が発生するとされている）にもかかわらず、サービスが無償であると告げる等の勧誘を行わないこと」を申し入れる通知を送付しました。

今後は、事業者からの回答をふまえて改善を求める対応を検討するとともに、他の同種事業者への申入れ等も検討する方針です。皆様も同様の事例を見かけたときはご注意いただくとともに、ネットとうほくへの情報提供をお願いします。



■2022年度第4回「ネットとうほく消費者被害事例ラボ」(消ラボ)を開催しました

2022年11月16日(水)18:00から、仙台弁護士会館において、2022年度第4回消ラボを開催しました。Zoomでの参加も含めて16名が参加しました。



講師 栗原由紀子教授

今回は、「消契法上の不当条項に係るいわゆる『グレイリスト』について」をテーマに、尚絅学院大学の栗原由紀子教授が講義を行いました。

該当すれば常に不当条項であるとみなされる条項を「ブラックリスト」と表現するのに対し、該当すれば不当条項と推定される(=事業者が不当性を阻却する事由を主張・立証する必要がある)条項のことを「グレイリスト」といいます。当日は、近時の消費者契約法の改正なども踏まえ、この「グレイリスト」に関する講義、意見交換がなされました。

まず、この「グレイリスト」に関して、近時の改正に際して消費者委員会内で行われた議論や、消費者契約法内に組み込まれた「グレイリスト」の内容が紹介されました。必要性などは議論され、消費者契約法8条の3などのブラックリスト条項は定められたものの、明確にグレイリストは定めら

れておらず、消費者契約法 10 条前段の例示が示されているにとどまるとのことでした。

そして、どのような内容の条項がグレイリストとされるかについては、改正過程で脱落した消費者の解除権制限条項や事業者の解釈権限付与条項、日本弁護士連合会において提案されたグレイリスト条項などがグレイリストとされるべき内容であることが考えられるとの紹介があり、これらのグレイリストを適切に定めることで、10 条による裁判所の判断を待つより、事業者側にも契約の有効無効に関する予測可能性が増すことから、リスト化が進められるべきではないかとのことでした。

以上の講義を踏まえた意見交換では、事業者にも業種が多種多様な中で、グレー・ブラックの内容が異なるのではないかとすればリスト化してしまうことで逆にリスト化されなかったものが適法と判断されてしまう可能性が生じてしまうのではないかと、といった意見や、その可能性については、やはり消費者契約法 10 条を使いやすくする必要があるのではないかと、といった意見が出され、活発な議論が交わされました。

次回は、1月18日（水）18：00 から、「マルチ商法～成年年齢引き下げ問題～」をテーマに、岩手県立大学の窪幸治教授が講義を担当します。引き続き、Zoom での参加も受け付けております。会員、弁護士、消費生活相談員等の皆さままでご興味のある方は、是非ご参加ください。

■「消費者トラブル 電話相談会」開催中

毎回多くのご相談、消費者トラブルの情報が寄せられている、弁護士による「消費者トラブル電話相談会」ですが、今年度も残すところ後 2 回となりました。

ネットとうほく無料電話相談では、宮城県外の東北地方在住の方からの消費者トラブル情報提供やご相談も可能です。仙台弁護士会に所属している弁護士が、みなさまからのご相談をお受けします。ぜひこの機会にご利用ください。

実施日：1月6日、2月3日（第1金曜日）

受付時間：13：00～16：00

専用電話：022-341-2010



■消費者庁に対して意見書を提出しました

消費者庁は、2022年9月21日に「消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（案）」、11月30日に「特定商取引に関する法律施行令及び預託等取引に関する法律施行令の一部を改正する政令（特定商取引法等の書面の電子化に関する政省令）（案）」等に関する意見募集の実施を公表しました。これに対して、ネットとうほくは、10月21日及び12月28日に意見書を提出しました。意見書の内容はHPをご覧ください。

■講演会開催のお知らせ

3月4日（土）10時30分から仙台弁護士会館4階ホールにて、



講演会「消費者被害とマインドコントロール—なぜ人はだまされるのか—」

を、開催します（オンライン同時開催）。

消費者被害については、年々だます側の手口が巧妙となり、誰もが気を付けていてもだまされてしまう事があります。「なぜ人はだまされるのか」を心理学の視点からお話いただきます。

また、全国統一教会被害対策弁護団からの報告も予定しています。皆さまのご参加をお待ちしています。

日 時：2023年3月4日（土）10：30～12：30（受付10：10～）

場 所：仙台弁護士会館4階ホール（仙台市青葉区一番町2-9-18）

講 師：西田 公昭 氏（立正大学心理学部教授・日本脱カルト協会代表理事）

※申込方法等詳細は同封のチラシ、HPをご覧ください。

■【告知】消費者庁事業「オンライン相談会」



NPO法人
消費者スマイル基金

消費者スマイル基金では、消費者庁より「孤独・孤立に起因する消費者被害の防止等のための啓発事業」を受託し、その事業の一環として、臨時にメール・LINE等での消費者相談会を実施します。

消費者被害には、契約の際にまわりに相談できず被害にあってしまう場合や、被害にあったけれども周辺に相談できないといったケースが多いと思われます。これらの実情を把握し、今後の注意喚起等の施策に生かすため、メールやLINEを活用した消費生活相談窓口を臨時に設置します。電話での相談も受けます。相談には、消費生活相談員が助言します。

（相談窓口） メールアドレス soudan1@poem.ocn.ne.jp

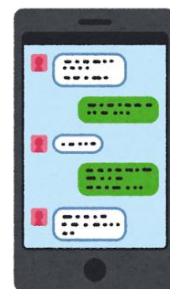
LINE 公式アカウント（アカウント名：消費者スマイル基金）

電話番号 03-5211-0101

（相談対応日時） 2023年1月14日（土）～18日（水）

14～15日は13時～20時、16～18日は16時～20時

※詳細はコチラ <https://www.smile-fund.jp/soudan/>



【発行元】内閣総理大臣認定 適格消費者団体 NPO法人 消費者市民ネットとうほく事務局

〒981-0933 仙台市青葉区柏木1-2-40 ブライトシティ柏木 702

TEL 022-727-9123 FAX 022-739-7477

e メールアドレス shiminnet-tohoku@triton.ocn.ne.jp